

保存版

よくある地域の困りごと Q & A

「地域のつどい」で、よく出される困りごとを「Q&A」にしました。



保土ヶ谷区民会議

- Q1. 空き地・空き家の雑草・雑木が通行の邪魔になっている。
- Q2. 近隣の私有地・空き家が放置され困っている。
- Q3. 公園での危険なボール遊び、騒音、喫煙をやめてもらいたい。
- Q4. 歩道にベンチを設置してほしい。
- Q5. 最近、野生リスが増え、庭の柿・ミカン等に被害が出ている。
- Q6. 自転車の交通マナーについて指導してほしい。
- Q7. カラス対策としてごみネットをネットボックスに替えたい。
- Q8. LED 防犯灯・街灯が球切れの時はどこに言えばよいか。
- Q9. ごみ収積場所を変更したい。
- Q10. 最近できたアパートから出されたごみで困っているが、集積場所の設置基準はどうなっているのか。
- Q11. 粗大ごみがそのまま放置され困っているが、どうして回収されないのか。
- Q12. 防災拠点が遠いので、いざという時どこに避難したらよいか心配だ。
- Q13. カーブミラーを付けてほしい。
- Q14. 横断歩道や道路標示のペイントが消えかかっている。
- Q15. インターネットや電話・電気料金など、強引な勧誘がある。
- Q16. 近くで子どもの泣き声がつづき心配だ。
- Q17. 近所に一人暮らしの高齢者がいて心配だ。
- Q18. 多くの人や車が通る私道の損傷を補修してほしい。

Q1. 空き地・空き家の雑草・雑木が通行の邪魔になっている。

私有地の敷地内（民地）については、行政が対応できる法的根拠がないため、土地や建物の所有の方に解決をお願いしています。ただし、公道に影響があり通行上危険と判断した場合には、土木事務所で所有者を確認し伐採等を行なうようお願いしています。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q2. 近隣の私有地・空き家が放置され困っている。

- 私有地・近隣問題について、区役所で法律相談制度があります。（無料／予約制）
- ・毎月第1・第3・第5火曜の午後1時から実施（祝日の場合は休止）
 - ・相談時間は1人30分間（計6枠）
 - ・予約は相談日1週間前の火曜、8時45分から

【予約先】保土ヶ谷区広報相談係（☎045-334-6221～3）

また、空き家については内容によって区役所の担当課へご相談ください。

【問い合わせ先】

建物に関すること・・・保土ヶ谷区区政推進課（☎045-334-6227）

火災に関すること・・・保土ヶ谷消防署（☎045-342-0119）

防犯に関すること・・・保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6302）

ごみに関すること・・・保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6304）

衛生害虫等に関すること・・・保土ヶ谷区生活衛生課（☎045-334-6363）

Q3. 公園での危険なボール遊び、騒音、喫煙をやめてもらいたい。

区の公園の管理は土木事務所で行っていますので、土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q4. 歩道にベンチを設置してほしい。

公道上のベンチは、歩行者、自転車、車両等の通行の支障とならないような場所に設置する必要があり、歩道のない道路には原則設置できません。また歩道があっても設置には多くの基準をすべて満たす必要がありますので、土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q5. 最近、野生リスが増え、庭の柿・ミカン等に被害が出ている。

アライグマ・ハクビシン・タイワンリスなど野生の鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護法にもとづき捕獲許可の取得が必要です。横浜市では捕獲檻の貸し出し、設置、捕獲された動物の回収等の対策を行っています。鳥獣を捕獲する場合は事前に動物園課にお問い合わせください。

【問合せ先】横浜市環境創造局動物園課（☎045-631-3448）

Q6. 自転車の交通マナーについて指導してほしい。

保土ケ谷区では、保土ケ谷警察署及び保土ケ谷交通安全協会と連携し、自転車の安全運転やマナー向上を呼びかける自転車マナーアップキャンペーンや「三世代交通安全教室」「交通安全夏休み子ども映画会」の実施、区内小学生を対象に自転車の特性や安全な道路の通行方法について学ぶ「はまっ子交通安全教室」を行っています。また、区民まつり等様々なイベントにおいて自転車の通行方法を解説した「サイクルルールブック」や自転車の基本的なルールを掲載したチラシを配布し、啓発を図っております。その他、広く区民の皆様に向けて定期的に「広報よこはま」を通じて、自転車の正しい乗り方やマナーについて周知啓発しています。

【問合せ先】保土ケ谷区地域振興課（☎045-334-6303）

Q7. カラス対策としてごみネットをネットボックスに替えたい。

ごみをカラス、ネコなどの小動物に荒らされないためには、折り畳み式のネットボックスの使用が有効です。このネットボックスは自治会・町内会で購入されるか、狩場の資源循環局事務所が在庫の範囲内で貸し出しを行っていますので、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】資源循環局保土ケ谷事務所（☎045-742-3715）

Q8. LED 防犯灯・街灯が球切れの時はどこに言えばよいか。

・LED 防犯灯の故障を発見された場合は、灯具の横にある黄色いプレートの管理番号、または、電柱の標識をご確認の上、地域振興課にご連絡下さい。

【連絡先】保土ケ谷区地域振興課（☎045-334-6303）

・街灯の不具合を発見された場合は、柱の白いシールの管理番号をご確認の上、土木事務所に連絡下さい。

【連絡先】保土ケ谷土木事務所（☎045-331-4445）

※その他、地元の自治会・町内会、商店会などが管理しているものもあります。

Q9. ごみ収積場所を変更したい。

ごみ収積場所でお困りの場合は、資源循環局保土ケ谷事務所へお問い合わせください。ごみ収積場所は、利用されている方々で場所を決め維持管理されており、掃除当番等のルール作りやネット等の購入、物品管理、清掃美化等も利用される方々で行っています。

※ごみ収積場所の新設・移動・廃止等に関する主な条件・基準

- ・新設するごみ収積場所1ヶ所あたりの世帯数は概ね10世帯～30世帯です。
- ・私有地内、私道上での収集を希望される場合は、地権者の承諾が必要です。
- ・ごみボックス等を設置する場合は、形状など事前に資源循環局事務所と協議してください。
- ・輪番制（収積場所の定期的な移動）による移動の場合は、原則1年以上間隔をあけてください。

【問合せ先】資源循環局保土ケ谷事務所（☎045-742-3715）

Q10. 最近できたアパートから出されたごみで困っているが、
集積場所の設置基準はどうなっているのか。

横浜市では「横浜市ワンルーム形式集合住宅建築物に関する指導基準」により、階数が2以上あり、かつ、ワンルーム形式の住戸等が10戸以上である建築計画に対して、敷地内にごみ集積場所を設置するよう指導しています。

また、10戸未満の集合住宅の建築の場合は、許可申請者が地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本としておりますが、既存の集積場所の使用が困難な場合には、資源循環局事務所と協議を行い専用の集積場所を設置するよう指導しています。

なお、住戸数にかかわらず、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、許可申請者側が近隣住民および資源循環局事務所と協議し、収集作業が容易に行える場所まで持ち出していただくなどの対応を行うこともあります。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

Q11. 粗大ごみがそのまま放置され困っているが、どうして回収されないのか。

粗大ごみについては事前に申込みがされており、かつ、指定された金額の収集シールが貼られているものについて、申込み時に確定した収集日に収集をしています。したがって、シールが貼られていても、申込みがないものや収集日よりも前に出されているものについては収集できません。

粗大ごみは次の手順で出して下さい。受付から収集まで2週間程度かかります。

1. 粗大ごみ受付センターに申し込む。（☎045-330-3953）
2. 手数料を納める。（コンビニ、郵便局等で粗大ごみ処理券を購入する）
3. 粗大ごみを出す。（朝8時までに、収集シールを貼付けて所定場所に出す）

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

Q12. 防災拠点が遠いので、いざという時どこに避難したらよいか心配だ。

発災時には、その場にあった身の安全を図ることが最優先であり、避難所については、混乱が予想される発災初期（1日～2日）は、指定区域に捉われることなく、自らの判断で避難しやすい地域防災拠点に避難してください。但し、避難生活が長期にわたる場合については、指定の地域防災拠点に移動いただく場合があります。

【問合せ先】保土ヶ谷区総務課（☎045-334-6203）

Q13. カーブミラーを付けてほしい。

具体的な設置希望場所を特定し、土木事務所にご相談下さい。なお、場所によっては設置できない場合がありますので予めご了承ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所(☎045-331-4445)

Q14. 横断歩道や道路標示のペイントが消えかかっている。

白線のかすれや消えかかりを発見されましたら程度にかかわらず、保土ヶ谷警察署にご連絡下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署交通課(☎045-335-0110)

Q15. インターネットや電話・電気料金など、強引な勧誘がある。

ただちに、保土ヶ谷警察署生活安全課にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課(☎045-335-0110)

Q16. 近くで子どもの泣き声がつづき心配だ。

虐待が疑われる場合は速やかに189(いちやく)に電話して下さい。通告は匿名で大丈夫です、大人は通告の義務があります。(児童虐待防止法第6条)

【通告先】児童相談所全国共通ダイヤル(☎189)

よこはま子ども虐待ホットライン(☎0120-805-240)

保土ヶ谷区こども家庭支援課(☎045-334-6396)

Q17. 近所に一人暮らしの高齢者がいて心配だ。

自治会・町内会の民生委員や区の福祉保健課、または区の社会福祉協議会にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷区福祉保健課(☎045-334-6311)

保土ヶ谷区社会福祉協議会(☎045-341-9876)

Q18. 多くの人や車が通る私道の損傷を補修してほしい。

多数の区民が通行し、公道と同じように使われている未舗装や舗装の損傷が著しい私道について、区民生活の環境改善に寄与することを目的として、皆さまが行う舗装の補修工事等に対して費用の一部を助成する制度(私道整備助成制度)がありますので、土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所(☎045-331-4445)

第23期保土ヶ谷区民会議 令和3年3月発行

【問合せ先】保土ヶ谷区民会議事務局☎: 045-334-6221

FAX: 045-333-7945

Eメール: ho-kuminkaigi@city.yokohama.jp